

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年3月27日
【計算期間】	第11期 (自平成19年12月28日平成20年12月29日)
【ファンド名】	G S・日本株ファンド (ファンドの愛称を「牛若丸」とします。)
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 土岐 大介
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
【電話番号】	03 - 6437 - 6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、日本の上場株式等に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
本ファンドは追加型投信 / 国内 / 株式です。詳しくは下記をご覧ください。

商品分類

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型 ()

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。
追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式)) 資産複合 () 資産配分固定 型 資産配分変更 型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル () 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミ リー ファン ド ファン ド・オ ブ・フ アンス	あり () なし	日経225 TOPIX その他 ()	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート 型絶対収益追求型 その他 ()

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
株式一般・・・大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
年1回・・・目録見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本・・・目録見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※商品分類および属性区分の定義に関しましては、社団法人 投資信託協会のホームページ
(<http://www.toushin.or.jp>)に掲載されておりますので、ご覧ください。

本書において、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を「ゴールドマン・サックス」ということがあります。また、本ファンドを「牛若丸」ということがあります。

委託会社は、受託銀行(後記「(2)ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 b. 受託会社」に定義します。以下同じ。)と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託銀行はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

<本ファンドの特色>

日本の上場株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。

個別企業の分析を重視したボトム・アップ・アプローチによる銘柄選択を行うことを原則とします。

銘柄選択はポートフォリオ・マネジャーが自ら企業訪問を行い、成長性、経営陣の質、株価水準の主に3つの視点から長期的視野で行うことを原則とします。

株式への投資は通常100%に近い状態を維持します。

業種別構成については過度の集中がないように配慮します。

TOPIX（東証株価指数）をベンチマーク^{*}として、長期的にベンチマークを上回るリターンを追求します。

^{*} ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

「牛若丸」の魅力

「牛若丸」は、“ニッポンの元気株”へ積極的に投資します。

- ゴールドマン・サックスのアクティブ運用により、“ニッポンの元気株”へ投資を行います。
- “ニッポンの元気株”は「成長性」「経営陣の質」「株価水準」で評価します。
- バランスの良い、長期的視点に立った運用を行います。

- ゴールドマン・サックスのアクティブ運用により、“ニッポンの元気株”へ投資を行います。

本ファンドは東証1部上場銘柄を中心に、日本経済においてダイナミックな変化を遂げ、高い収益力、成長力が期待できるであろう企業を、ポートフォリオ・マネジャーの地道な企業訪問により発掘し、投資します。

ゴールドマン・サックスの日本株ポートフォリオ・マネジャーは、自らの足で企業を訪問し、調査分析や投資判断まで一貫して行っています。

長年にわたり日本株式市場を分析してきた豊富な経験から、日本株式市場には、高い収益力や成長力が期待でき、かつ、株価上昇の余地もあると思われる銘柄が存在すると考えています。

「牛若丸」はこのような“ニッポンの元気株”へ積極的に投資を行います。

○投資哲学

長期的に好業績をあげる見込みがあり、かつ、割安な株価で買える企業に投資することにより、市場平均を上回る投資成果を得られると考えます。

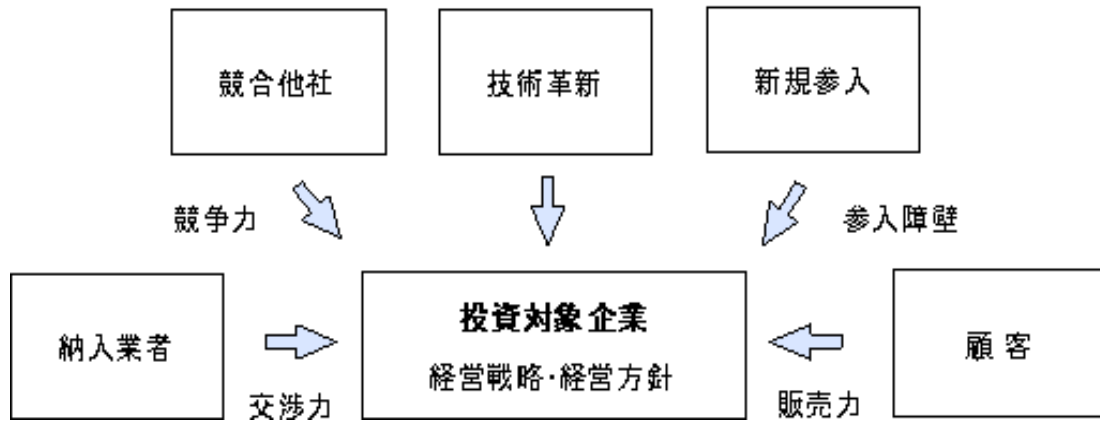
運用スタイル

- 個別銘柄の分析を重視したボトム・アップ・アプローチ

企業調査は、ポートフォリオ・マネジャーが自ら投資対象企業に直接足を運び、企業の経営者、投資家向け広報担当者等と面談し、その企業に対して投資をすべきかどうかを判断します。

その訪問先は投資対象企業だけでなく、その競合他社、納入業者、顧客等にも及び、投資対象企業を様々な側面から分析します。

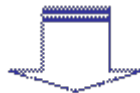
ポートフォリオ・マネジャー自身の目



● “ニッポンの元気株”は「成長性」「経営陣の質」「株価水準」で評価します。

“ニッポンの元気株”銘柄選択の着眼点

(1) 成長性	(2) 経営陣の質	(3) 株価水準
<p>会社の事業は市場平均を上回る収益率を達成、維持できるか？</p> <p>⋮</p> <p>評価のポイント ビジネスの内容 (成長性があり、かつ安定した収益力を有する等)</p>	<p>経営陣は株主に対するリターンを最大化するように努めているか？</p> <p>⋮</p> <p>評価のポイント 戦略の妥当性、戦略への実行力、株主還元に対する高い意識と実行力等</p>	<p>会社の将来性はすでに株価に織り込まれているか？</p> <p>⋮</p> <p>評価のポイント 妥当な株価水準 (収益力・成長力に対して株価水準が割安かどうか)</p>



着眼点(1) 成長性 …… ビジネスの内容を重視します。

優れた事業には以下のような共通点があると考えます。

< 共通点 >

- ・ 平均を上回る株主資本利益率
- ・ 広い顧客層
- ・ 高い市場占有率と持続的な競争力
- ・ わかりやすく合理的な事業コンセプト
- ・ 事業ラインが過度に多角化されていない
- ・ 潤沢なフリー・キャッシュ・フロー

など



上記の共通点は、どのような業種においても優秀な企業が持つ条件であると考え、該当する企業を評価します。

着眼点② 経営陣の質 …… 戦略の妥当性、戦略への実行力、株主還元に対する高い意識と実行力を有しているかどうかを重視します。

<プラス・マイナス評価の詳細(例)>

+		-
余剰資金の用途	事業に投資するか株主に還元	未知の分野への多角化、含み資産作りの投資
経営戦略	経営の基本を徹底的に実行	コスト意識のない拡大、総合化
株主に対する姿勢	全ての株主に対して利益を最大化	収益性のない投資を実行(関連会社支援目的等)
役員の構成	少数かつ明確な責任分担	大手顧客、取引先出身者が多い



適正な陣容で、経営戦略に基づいて中核分野に資金配分を行うなど、株主に対するリターンを最大化することを実践している企業を評価します。

着眼点③ 株価水準 …… 現在の収益力と長期的な成長力から判断して、妥当な株価水準かどうかを重視します。

- ・収益力 株価指標の絶対および相対水準双方を見る。フリー・キャッシュ・フロー、資本効率を重視する。
- ・成長力 一時的な高い成長ではなく、持続的な成長かどうかを見る。今後5年までの株価指標とフリー・キャッシュ・フローを見る。
- ・目標株価の設定 市場に織り込まれている株価の期待値を把握し、過去の評価水準や同業他社との比較検討を行う。また、各銘柄ごとに目標リターンを設定し、これをクリアした銘柄を組み入れることとしている。



資本効率が良い、高い収益力を誇るとともに、持続可能な成長力を持ち、かつ株価上昇余地が十分にある企業を評価します。



上記3つの着眼点を特に注視し、評価ポイントを満たす企業は、高い収益力、成長力や今後株価にも反映していくであろう将来性を有していると考え、“ニッポンの元気株”を発掘します。

上記がその目的を達成できる保証はありません。

● バランスの良い、長期的視点に立った運用を行います。

「高い収益力・成長力」や「株価上昇余地」という複合的な視点から銘柄選択を行っています。

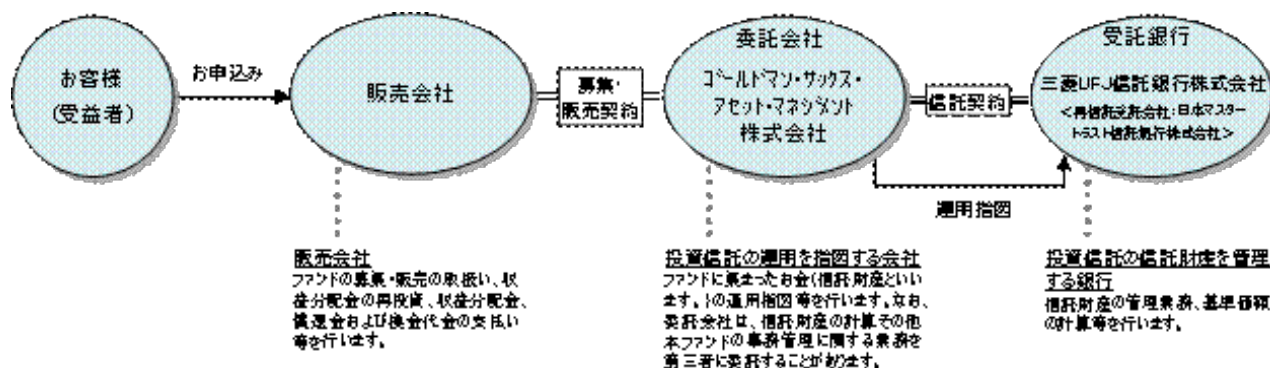
ゴールドマン・サックスの日本株ポートフォリオ・マネジャーは、自らの豊富な経験から、市場平均を安定して上回るリターンを目指すためには、上記の複合的な視点から、銘柄の分析を行い運用していくことが重要だと考えています。

したがって、短期的な“グロース株”、“バリュー株”相場のような、ある特定の時期における市場テーマを追求するような運用は行いません。特定の運用スタイル/特定の投資対象に偏って投資した場合、ある時期においては市場平均を大きく上回るリターンを上げる可能性がある一方、大きく下回るリターンに終わるリスクがあると考えためです。



(2) 【ファンドの仕組み】

1. ファンドの仕組み



2. ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社(ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社)

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金(信託財産といいます。)の運用指図等を行います。なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b. 受託会社(三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「受託銀行」といいます。))

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の管理業務、基準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

c. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書(以下「募集・販売契約」といいます。)に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

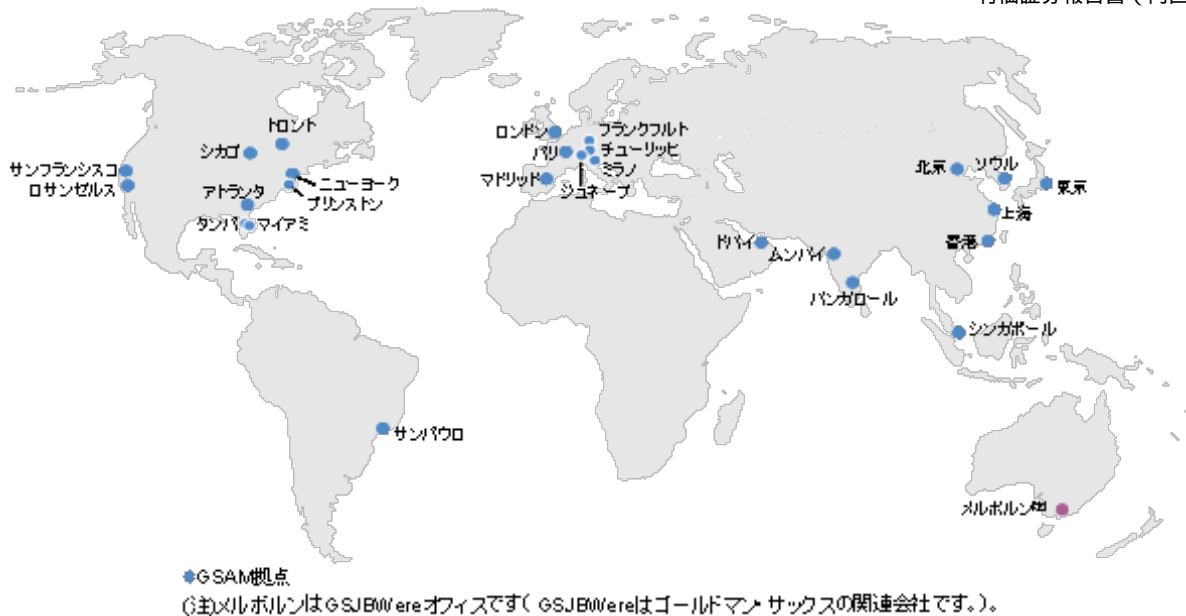
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは

ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2008年6月末現在、グループ全体で7,732億米ドル(約82.3兆円^{*})の資産を運用しています。

^{*}米ドルの円貨換算は便宜上、2008年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=106.42円)により計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。



委託会社等の概況

a. 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です(本書提出日現在)。

b. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント株式会社に変更

c. 大株主の状況

(本書提出日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市オールド・スリップ32番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ブロード・ストリート85番地	64	1

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b. 本ファンドの運用方針

本ファンドはTOPIX(東証株価指数)をベンチマークとして、長期的にベンチマークを上回るリターンを追求します。

本ファンドは日本の上場株式等を主要投資対象とします。

(注) 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

c. 本ファンドの運用プロセス

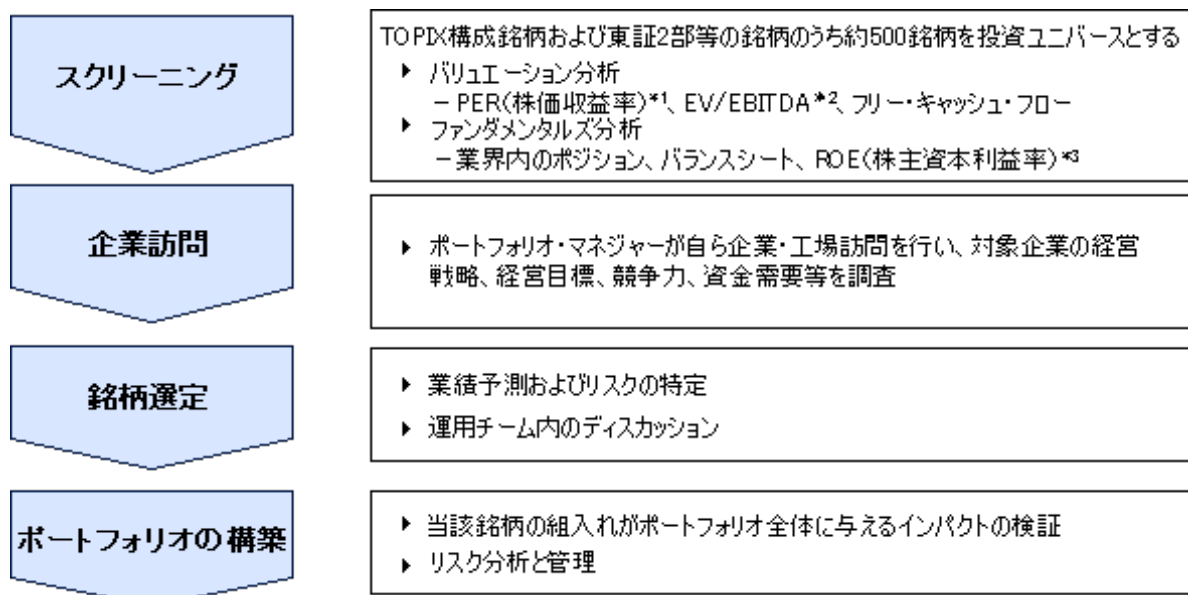
主な投資対象

ベンチマークであるTOPIX構成銘柄における、時価総額上位銘柄
(業界内での相対的ウェイト、収益規模を考慮)

東証2部等の銘柄の中で時価総額、収益規模の大きい銘柄

➡ 合わせて約500銘柄

銘柄選択の基本プロセス



*1 PER(株価収益率) = 株価 ÷ 1株当たり純利益

株価を1株当たり純利益で除したもので、株価が1株当たり純利益の何倍まで買われているかを示すものです。PERが高いほど利益に比べ株価が割高であることを示し、逆にPERが低いほど、株価が相対的に低いことを示しています。

*2 株価の水準を測るひとつの指標で、一般に、この倍率が低ければ、株価は割安ということになります。

EV(Enterprise Value)とは企業の買収価値のことで、株式時価総額(株価×発行済み株式数) + 有利子負債 - 現預金の計算式で求められるものです。EBITDA(Earning Before Interests, Taxes, Depreciation and Amortization)とは金利・税金・償却前利益のことです。

*3 ROE(株主資本利益率) = 税引後純利益 ÷ 自己資本

企業の自己資本(株主資本)に対する当期利益(税引後利益)の割合であり、投下した資本に対し、企業がどれだけ利益を上げられるのかを示すものです。

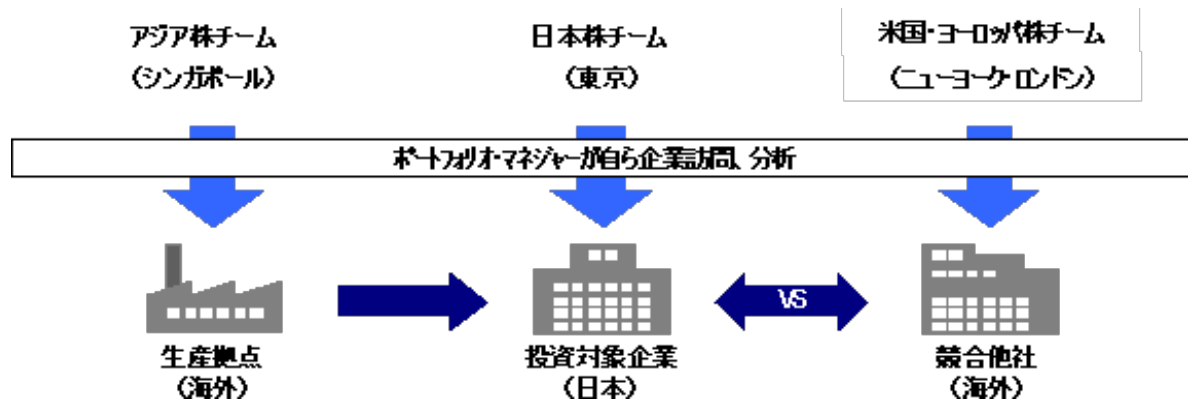
上記は大型株式の基本プロセスです。本基本プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また、本基本プロセスは変更される場合があります。

質の高い情報収集のためのグローバル・ネットワーク

今や企業活動はグローバルに展開しており、日本の企業を分析するにも世界的規模での情報収集・交換体制が不可欠と考えます。ゴールドマン・サックスの主要4拠点(東京、ニューヨーク、ロンドン、シンガポール)のポートフォリオ・マネジャーは、各地域の企業情報を収集しています。

例えば、牛若丸における投資対象企業の海外の競合他社や生産拠点等は、現地のポートフォリオ・マネジャーが訪問し、情報の入手・分析を行っており、これを東京のポートフォリオ・マネジャーが本ファンドの運用に反映させます。

グローバルな体制で日本株式を厳選



(注) 上の図は日本のある企業の株式に投資を考えた場合の例です。

また、ゴールドマン・サックスのポートフォリオ・マネジャーは各々セクターを担当し、企業分析を行っています。主要4拠点(東京、ニューヨーク、ロンドン、シンガポール)において、グローバルにセクター・チームが構成されています。セクターごとにおける専門分野の知識と経験を集約すると同時に、国境を越えた情報の交換を行っています。

ゴールドマン・サックスのグローバルな株式運用体制



2008年12月末現在

(2)【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類(信託約款第17条の2)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第25条、第26条および第27条に定めるものに限りません。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(b) 投資対象有価証券(信託約款第18条第1項)

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券(外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。)

9. 投資信託証券(外国法人が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。)

10. 外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)

11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関の貸付債権を信託する信託の受益権(以下「貸付債権信託受益権」といいます。)であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

13. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

14. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、1.の証券または証書および7.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から5.までの証券および7.の証券のうち2.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象(信託約款第18条第2項および第3項)

委託会社は、信託金を、上記(b)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1.ないし6.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
3. 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすること。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
4. わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引(なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。))、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引、ならびにわが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすること。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすること。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき一定の範囲内で貸付の指図をすること。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性を図るため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

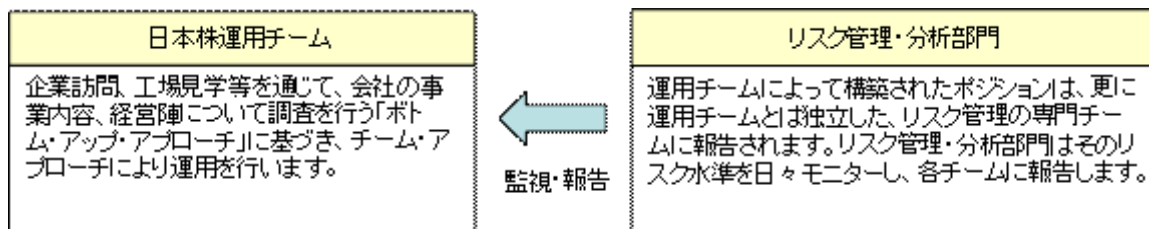
本書において、「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。本書において、「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(3) 【運用体制】

a. 組織

本ファンドの運用は、委託会社の日本株運用チームが担当します。

また、運用チームとは独立した「リスク管理・分析部門」がファンドのリスク管理を行います。



(注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率との乖離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。乖離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

チーム・アプローチを採る日本株運用チーム

ゴールドマン・サックスはチームによる運用を行っています。チーム・アプローチによって、長期的に一貫性のある運用を行います。それぞれのポートフォリオ・マネジャーの専門分野の知識と経験を集約し、銘柄選定に生かすことで一貫した投資判断を目指します。

特定のポートフォリオ・マネジャーの判断・異動等に左右されることのない安定した運用体制で臨み、投資家の皆様の大切な資産を長期にわたってお預かりいたします。

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。

c. 内部管理体制

委託会社は、投資監督委員会を設置しています。投資監督委員会は、委託会社の運用に関する業務において、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から委託者としての責任を遵守するという目的のため、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を行うことができます。

(4) 【分配方針】

年1回決算を行い、毎計算期末(毎年12月27日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入および売買損益(評価損益も含まれます。)等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

(注) 収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 株式への投資割合には制限を設けません。
2. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
3. 有価証券先物取引等の運用指図等については、約款第25条をご覧ください。
4. スワップ取引の運用指図等については、約款第26条をご覧ください。
5. 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
6. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
7. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権

付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

8. 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
9. 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

1. 投資する株式等の範囲(信託約款第20条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

2. 他のファンドへの投資(信託約款第18条第4項)

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

3. 信用取引の指図範囲(信託約款第22条)

信用取引により株券を売り付けることの指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により上記の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

4. 公社債の空売りの指図範囲(信託約款第23条)

信託財産に属さない公社債を売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

5. 公社債の借入れ(信託約款第24条)

公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

6. スワップ取引の運用指図(信託約款第26条)

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

7. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款第27条)

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8. 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第28条)

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、本ファンドの信託財産で保有する株式の時価の50%を超えないものとします。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、本ファンドの信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

9. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第29条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

10. 外国為替予約の指図および範囲(信託約款第30条)

外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、当該信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

11. 外貨建資産への投資制限(信託約款第28条の2)

委託会社は、本ファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、本ファンドの信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

12. 資金の借入れ(信託約款第38条)

委託会社は、本ファンドの信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、当該信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

()一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。

()一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。

()借入れ指図を行う日における本ファンドの信託財産の純資産総額の10%以内。

借入期間は、有価証券等の売却代金等の入金日までに限るものとします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は本ファンドの信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅していないことにつき、ご注意ください。

(a) 元本変動リスク

本ファンドの投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。したがって、元金は保証されていません。

主なリスクとして以下のものがあげられます。

1. 株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)

本ファンドは、日本の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うこととなります。一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

2. 株式の流動性リスク

本ファンドの投資対象には、小型株式など時価総額が小さく、流動性の低い株式も含まれております。このような株式への投資は、ボラティリティ(価格変動率)が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があることから、大きなリスクを伴います。

3. 取引先に関するリスク

有価証券の貸付、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(d) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、TOPIX(東証株価指数)を運用上のベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般に、ファンドの基準価額も下落する傾向があります。

(e) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(f) 本ファンドの名称についての留意点

本ファンドは、委託会社が設定している証券投資信託「GS・日本株ファンド(自動けいぞく)(愛称 牛若丸(自動けいぞく))」とは、運用方針は同じですが、別個のファンドであり、ファンドの規模、設定のタイミング等が違いますので、組入銘柄等はある程度似ているものの同一ではありません。したがって、運用実績にある程度の違いがあります。

(g) お買付およびご換金の制限に関わる留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等)を含みます。)があるときは、お買付およびご換金の受付を中止またはすでに受付けたお買付およびご換金のお申込みを取消し(ご換金の場合は取消または保留)させていただくことがあります。

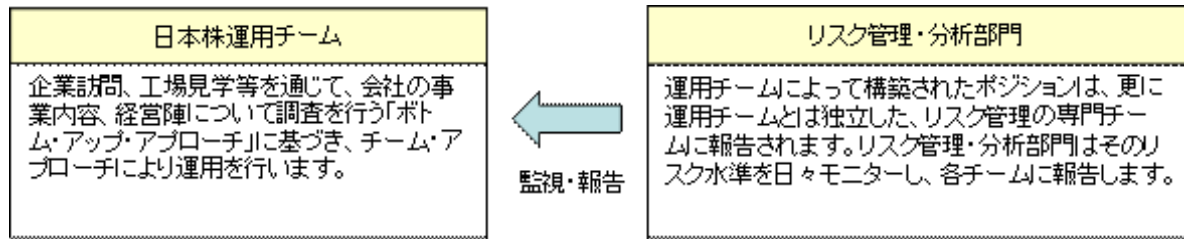
この場合、ご換金については、受益者は当該中止または保留以前に行った当日のご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金のお申込みを撤回しない場合には、ご換金代金は、当該中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込日として計算された価額とします。

(h) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お買付代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制



(注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

3.15%(税込)を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額(取得申込日の基準価額)に乗じて得た額が申込手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03(6437)6000(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)請求には手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.68%(税込)を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については、以下のとおりです。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いに係る純資産総額に応じて決められます。

支払先	信託報酬
委託会社	年率0.840%(税込)
販売会社	年率0.735%(税込)
受託銀行	年率0.105%(税込)

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

(4)【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります(ただし、これらに限定されるものではありません。)

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。)

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。

個人の受益者の場合^{*1}

時期	項目	税金
----	----	----

収益分配時	所得税および地方税	普通分配金 × 10% * 2
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益 × 10% * 2
償還時	所得税および地方税	譲渡益 × 10% * 2

* 1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

* 2 2009年および2010年の2年間については、一定の金額までは10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。2011年1月1日以降は、金額の多寡にかかわらず、20%（所得税15%、地方税5%）となります。詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

特別分配金は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

< 個別元本について >

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式への移行時にすでに受益権を保有していた場合、2000年3月31日の平均信託金が当該受益権に係る個別元本となります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の< 収益分配金の課税について >をご覧ください。）

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用あり）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

ただし、特例措置として、2010年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、2009年1月1日から2010年12月31日までの間において、年間に受け取る上場株式等の配当等（上場株式（上場ETF、上場REITを含みます。以下同じ。）の配当金および公募株式投資信託の普通分配金など）の合計額が100万円を超える場合（同一の支払者からの年間の支払総額が1万円以下のものは除きます。）、確定申告が必要となります。この場合、100万円以下の部分の税率は10%（所得税7%、地方税3%）ですが、100万円を超える部分の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となります。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限りです。）、上場株式等の譲渡による損失（公募株式投資信託の買取差損・解約（償還）差損を含みます。）との損益通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、2009年4月1日以降は、同税率は15%（所得税15%）となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、益金不算入制度が適用されます。

< 換金時および償還時の課税について >

個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、特例措置として、2010年12月31日までの間は10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

なお、2009年1月1日から2010年12月31日までの間においては、年間に発生する買取差損益および解約（償還）差損益を含めた上場株式等の譲渡益の合計額が500万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、500万円以下の部分の税率は10%（所得税7%、地方税3%）ですが、500万円を超える部分の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となります。

また、買取差損益および解約（償還）差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等（申告分離課税を選択した場合に限りです。）との損益通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、2009年4月1日以降は、同税率は15%（所得税15%）となります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2008年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	3,293,282,100	97.56
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	82,228,195	2.44
合計(純資産総額)	-	3,375,510,295	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2008年12月30日現在)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式 数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	関西電力	電気・ ガス業	45,100	2,590.00	116,809,000	2,600.00	117,260,000	3.47
2	日本	株式	三井住友 フィナン シャルグ ループ	銀行業	281	376,000.00	105,656,000	376,000.00	105,656,000	3.13
3	日本	株式	トヨタ自 動車	輸送用 機器	35,500	2,935.00	104,192,500	2,905.00	103,127,500	3.06
4	日本	株式	東日本旅 客鉄道	陸運業	143	689,000.00	98,527,000	689,000.00	98,527,000	2.92
5	日本	株式	三菱UF Jフィナ ンシャル ・グルー プ	銀行業	161,900	556.00	90,016,400	549.00	88,883,100	2.63
6	日本	株式	三菱商事	卸売業	71,500	1,204.00	86,086,000	1,238.00	88,517,000	2.62
7	日本	株式	KDDI	情報・ 通信業	135	626,000.00	84,510,000	635,000.00	85,725,000	2.54
8	日本	株式	三井住友 海上グ ループ ホール ディン グス	保険業	30,400	2,885.00	87,704,000	2,785.00	84,664,000	2.51
9	日本	株式	日本電信 電話	情報・ 通信業	165	468,000.00	77,220,000	468,000.00	77,220,000	2.29
10	日本	株式	九州電力	電気・ ガス業	32,100	2,375.00	76,237,500	2,390.00	76,719,000	2.27
11	日本	株式	住友金属 工業	鉄鋼	348,000	215.00	74,820,000	217.00	75,516,000	2.24
12	日本	株式	本田技研 工業	輸送用 機器	36,700	1,883.00	69,106,100	1,906.00	69,950,200	2.07
13	日本	株式	富士通	電気機 器	153,000	436.00	66,708,000	429.00	65,637,000	1.94
14	日本	株式	武田薬品 工業	医薬品	14,100	4,600.00	64,860,000	4,640.00	65,424,000	1.94
15	日本	株式	小松製作 所	機械	58,300	1,113.00	64,887,900	1,118.00	65,179,400	1.93
16	日本	株式	ソニー	電気機 器	33,500	1,900.00	63,650,000	1,922.00	64,387,000	1.91
17	日本	株式	セブン& アイ・ ホール ディン グス	小売業	20,800	2,920.00	60,736,000	3,050.00	63,440,000	1.88

18	日本	株式	任天堂	その他製品	1,700	33,400.00	56,780,000	33,750.00	57,375,000	1.70
19	日本	株式	田辺三菱製薬	医薬品	40,000	1,363.00	54,520,000	1,347.00	53,880,000	1.60
20	日本	株式	千葉銀行	銀行業	94,000	536.00	50,384,000	550.00	51,700,000	1.53
21	日本	株式	コナミ	情報・通信業	22,000	2,235.00	49,170,000	2,280.00	50,160,000	1.49
22	日本	株式	キヤノン	電気機器	18,000	2,695.00	48,510,000	2,770.00	49,860,000	1.48
23	日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	67,900	734.00	49,838,600	729.00	49,499,100	1.47
24	日本	株式	三井不動産	不動産業	33,000	1,464.00	48,312,000	1,461.00	48,213,000	1.43
25	日本	株式	中外製薬	医薬品	26,900	1,701.00	45,756,900	1,723.00	46,348,700	1.37
26	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	161	257,700.00	41,489,700	257,700.00	41,489,700	1.23
27	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	138	294,400.00	40,627,200	295,000.00	40,710,000	1.21
28	日本	株式	バンダイナムコホールディングス	その他製品	41,300	967.00	39,937,100	975.00	40,267,500	1.19
29	日本	株式	第一三共	医薬品	18,200	2,100.00	38,220,000	2,100.00	38,220,000	1.13
30	日本	株式	昭和シェル石油	石油・石炭製品	43,500	856.00	37,236,000	876.00	38,106,000	1.13

種類別及び業種別投資比率（2008年12月30日現在）

国内／外国	業種	投資比率（％）
国内	建設業	2.72
	食料品	3.43
	パルプ・紙	0.87
	化学	3.78
	医薬品	6.04
	石油・石炭製品	1.13
	ゴム製品	0.33
	ガラス・土石製品	0.82
	鉄鋼	2.92
	非鉄金属	0.92
	機械	2.47
	電気機器	9.15
	輸送用機器	6.16
	精密機器	1.56
	その他製品	3.60
	電気・ガス業	6.85
	陸運業	5.21
	海運業	0.84
	情報・通信業	9.07
	卸売業	4.51
	小売業	4.42
	銀行業	11.43
	証券、商品先物取引業	1.47
	保険業	3.13
その他金融業	0.81	
不動産業	3.36	
サービス業	0.56	
合計		97.56

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

（2008年12月30日現在）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（2008年12月30日現在）

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2008年12月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純 資産額(円) (分配落)	1口当たり純 資産額(円) (分配付)
第2期	(1999年12月27日)	16,910	17,762	13,889	14,589
第3期	(2000年12月27日)	15,376	16,091	10,757	11,257
第4期	(2001年12月27日)	18,746	18,924	8,444	8,524
第5期	(2002年12月27日)	15,278	15,435	6,804	6,874
第6期	(2003年12月29日)	10,930	11,030	7,630	7,700
第7期	(2004年12月27日)	10,241	10,343	8,015	8,095
第8期	(2005年12月27日)	11,995	12,410	11,564	11,964
第9期	(2006年12月27日)	10,077	10,173	11,474	11,584
第10期	(2007年12月27日)	6,476	6,559	10,115	10,245
第11期	(2008年12月29日)	3,356	3,445	5,654	5,804
	2007年12月末日	6,378	-	9,962	-
	2008年1月末日	5,811	-	9,069	-
	2008年2月末日	5,784	-	9,061	-
	2008年3月末日	5,341	-	8,380	-
	2008年4月末日	5,962	-	9,383	-
	2008年5月末日	6,160	-	9,775	-
	2008年6月末日	5,739	-	9,137	-
	2008年7月末日	5,606	-	9,037	-
	2008年8月末日	5,323	-	8,623	-
	2008年9月末日	4,533	-	7,403	-
	2008年10月末日	3,595	-	5,886	-
	2008年11月末日	3,481	-	5,731	-
	2008年12月末日	3,375	-	5,686	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第2期	自 1998年12月29日 至 1999年12月27日	700.0000
第3期	自 1999年12月28日 至 2000年12月27日	500.0000
第4期	自 2000年12月28日 至 2001年12月27日	80.0000
第5期	自 2001年12月28日 至 2002年12月27日	70.0000
第6期	自 2002年12月28日 至 2003年12月29日	70.0000
第7期	自 2003年12月30日 至 2004年12月27日	80.0000
第8期	自 2004年12月28日 至 2005年12月27日	400.0000
第9期	自 2005年12月28日 至 2006年12月27日	110.0000
第10期	自 2006年12月28日 至 2007年12月27日	130.0000
第11期	自 2007年12月28日 至 2008年12月29日	150.0000

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第2期	自 1998年12月29日 至 1999年12月27日	54.7
第3期	自 1999年12月28日 至 2000年12月27日	19.0
第4期	自 2000年12月28日 至 2001年12月27日	20.8
第5期	自 2001年12月28日 至 2002年12月27日	18.6
第6期	自 2002年12月28日 至 2003年12月29日	13.2
第7期	自 2003年12月30日 至 2004年12月27日	6.1
第8期	自 2004年12月28日 至 2005年12月27日	49.3
第9期	自 2005年12月28日 至 2006年12月27日	0.2
第10期	自 2006年12月28日 至 2007年12月27日	10.7
第11期	自 2007年12月28日 至 2008年12月29日	42.6

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

本ファンドの信託設定日は1997年12月25日であり、同日より運用を開始しました。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日受付けます。毎営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）*までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

* 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

(2) お買付価額は、取得申込日の基準価額とします。また、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03(6437)6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：牛若丸）。

(3) お買付単位は、1口以上1口単位とします。ただし、販売会社によっては最低買付単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金のお支払日は販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

(1) ご換金のお申込みは、毎営業日受付けます。毎営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）*までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

* 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

(2) ご換金は「解約請求制」により行うことができます。ご換金の単位は、1口単位とします。

(3) ご換金価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額となります。手取額は、基準価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります。

詳しくは、「第二部 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03(6437)6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：牛若丸）。

(5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として4営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり1億円を超える大口のご換金は制限することがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 委託会社および販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。この場合には、受益者は当該受付

中止または保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

- (8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要(5) その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価格で買取るべき旨を請求することができます。後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要(5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

本ファンド1口当たりの純資産総額(以下「基準価額」といいます。)は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03(6437)6000(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称: 牛若丸)。

委託会社は、年1回(12月)の決算時および信託終了時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は1997年12月25日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は毎年12月28日から翌年12月27日までとすることを原則とします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5)【その他】

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数が30万口を下回るようになった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託契約を解約し、本ファンドを終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし、監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は下記b.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。)、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐ

ときを除きます。)、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときには(新受託者の選任を行う場合は、下記b.に定める手続を準用します。)、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託銀行が、その任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を請求することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

c. 募集・販売契約の変更

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d. 反対者の買取請求権

上記a.に規定する信託契約の解約または上記b.に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a.または上記b.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託銀行の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとし、

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務(裁量性のないものに限り、)を、受託銀行および委託会社が適当と認める者(受託銀行の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

- ・ 信託財産の保存に係る業務
 - ・ 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - ・ 委託会社のみの方図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - ・ 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

f. 混蔵寄託

金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本f.において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

g. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

h. 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

i. 再投資の指図

委託会社は、上記の有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

j. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

2【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 手続等 2 換金(解約)手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として4営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金および償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を

委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 換金（解約）手続等

前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 本ファンドの財務諸表は、第10期計算期間（2006年12月28日から2007年12月27日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2、及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成19年内閣府令第61号）附則第3条の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しており、第11期計算期間（2007年12月28日から2008年12月29日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（2006年12月28日から2007年12月27日まで）及び第11期計算期間（2007年12月28日から2008年12月29日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

GS・日本株ファンド

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	第10期 (2007年12月27日現在)	第11期 (2008年12月29日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		299,259,986	205,998,357
株式		6,322,081,600	3,273,874,700
未収入金		-	58,849,895
未収配当金		1,706,400	3,954,850
未収利息		4,016	754
流動資産合計		6,623,052,002	3,542,678,556
資産合計		6,623,052,002	3,542,678,556
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		83,238,480	89,058,000
未払解約金		1,721,603	57,841,476
未払受託者報酬		3,729,060	2,373,421
未払委託者報酬		55,935,775	35,601,314
その他未払費用		1,774,965	1,129,684
流動負債合計		146,399,883	186,003,895
負債合計		146,399,883	186,003,895
純資産の部			
元本等			
元本		6,402,960,000	5,937,200,000
剰余金			
期末剰余金		73,692,119	-
期末欠損金		-	2,580,525,339
(うち分配準備積立金)		(404,846,216)	(289,351,298)
剰余金合計		73,692,119	2,580,525,339
元本等合計		6,476,652,119	3,356,674,661
純資産合計		6,476,652,119	3,356,674,661
負債・純資産合計		6,623,052,002	3,542,678,556

(2)【損益及び剰余金計算書】

区分	注記 番号	第10期 自 2006年12月28日 至 2007年12月27日	第11期 自 2007年12月28日 至 2008年12月29日
		金額(円)	金額(円)
営業収益			
受取配当金		100,037,241	98,959,336
受取利息		661,320	507,667
有価証券売買等損益		696,090,660	2,683,781,627
その他収益		3,377	2,159
営業収益合計		595,388,722	2,584,312,465
営業費用			
受託者報酬		8,393,868	5,426,317
委託者報酬		125,907,823	81,394,744
その他費用		3,995,356	2,582,807
営業費用合計		138,297,047	89,403,868
営業損失金額		733,685,769	2,673,716,333
経常損失金額		733,685,769	2,673,716,333
当期純損失金額		733,685,769	2,673,716,333
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		51,651,585	-
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		-	135,258,011
期首剰余金		1,294,494,447	73,692,119
剰余金増加額		11,200,444	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額		(11,200,444)	(-)
剰余金減少額		363,426,938	26,701,136
当期一部解約に伴う剰余金減少額		(363,426,938)	(5,539,613)
当期追加信託に伴う剰余金減少額		(-)	(21,161,523)
分配金		83,238,480	89,058,000
期末剰余金		73,692,119	-
期末欠損金		-	2,580,525,339

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第10期 自 2006年12月28日 至 2007年12月27日	第11期 自 2007年12月28日 至 2008年12月29日
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	株式 移動平均法に基づき、法令及び社団法人 投資信託協会規則に従い、時価評価して おります。	株式 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は原則として、株式の配当 落ち日において、その金額が確定してい るものについては当該金額、いまだ確定 していない場合には予想配当金額を計上 しております。ただし、2007年6月30日 以前については、原則として、株式の配 当落ち日において、その金額が確定して いるものについては当該金額、いまだ確 定していない場合には予想配当金額の90 %を計上し、残額については入金時に計 上しております。	
3. その他財務諸表作成のため の基本となる重要な事項		計算期間の取扱い 2008年12月27日及びその翌日が休業 日のため、本計算期間末日は2008年12 月29日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第10期 (2007年12月27日現在)	第11期 (2008年12月29日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	8,782,640,000円	6,402,960,000円
期中追加設定元本額	85,120,000円	108,260,000円
期中一部解約元本額	2,464,800,000円	574,020,000円
2. 計算期間末日における受益権の総数	640,296口	593,720口
3. 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総 額を下回っており、その差額は 2,580,525,339円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第10期 自 2006年12月28日 至 2007年12月27日		第11期 自 2007年12月28日 至 2008年12月29日	
	分配金の計算過程			
費用控除後の配当等収益額		- 円		9,433,282円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額		- 円		- 円
収益調整金額		961,817,874円		898,374,487円
分配準備積立金額		488,084,696円		368,976,016円
本ファンドの分配対象収益額		1,449,902,570円		1,276,783,785円
本ファンドの期末残存口数		640,296口		593,720口
1口当たり収益分配対象額		2,264.42円		2,150.48円
1口当たり分配金額		130.00円		150.00円
収益分配金金額		83,238,480円		89,058,000円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第10期（2007年12月27日現在）		第11期（2008年12月29日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 （円）	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 （円）
株式	6,322,081,600	669,965,982	3,273,874,700	1,331,310,511
合計	6,322,081,600	669,965,982	3,273,874,700	1,331,310,511

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

区分	第10期 自 2006年12月28日 至 2007年12月27日			第11期 自 2007年12月28日 至 2008年12月29日		
	取引の 内容	取引の種類別の 取引金額	取引により発生した債権又は 債務に係る主な項目別の当該 計算期間の末日における残高	取引の 内容	取引の種類別の 取引金額	取引により発生した債権又は 債務に係る主な項目別の当該 計算期間の末日における残高
ゴールドマン・サックス 証券株式会社 （投資信託財産の運用の 指図を行う投資信託委託 会社の利害関係人等）	有価証券 等売買手 数料	株式 2,443,527円	-	有価証券 等売買手 数料	株式 1,585,311円	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

(1口当たり情報)

区分	第10期 (2007年12月27日現在)	第11期 (2008年12月29日現在)
1口当たり純資産額	10,115円	5,654円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
日本円	清水建設	71,000	513.00	36,423,000	
	住友林業	34,700	715.00	24,810,500	
	きんでん	37,000	815.00	30,155,000	
	明治製菓	28,000	420.00	11,760,000	
	明治乳業	34,000	481.00	16,354,000	
	キューピー	21,300	1,218.00	25,943,400	
	東洋水産	8,000	2,645.00	21,160,000	
	日本たばこ産業	138	294,400.00	40,627,200	
	レンゴー	40,000	721.00	28,840,000	
	信越化学工業	3,700	3,950.00	14,615,000	
	三井化学	69,000	323.00	22,287,000	
	花王	14,000	2,690.00	37,660,000	
	富士フィルムホールディングス	18,100	1,927.00	34,878,700	
	コーセー	7,400	2,255.00	16,687,000	
	武田薬品工業	14,100	4,600.00	64,860,000	
	田辺三菱製薬	40,000	1,363.00	54,520,000	
	中外製薬	26,900	1,701.00	45,756,900	
	第一三共	18,200	2,100.00	38,220,000	
	昭和シェル石油	43,500	856.00	37,236,000	
	ブリヂストン	8,500	1,280.00	10,880,000	
日本碍子	28,000	963.00	26,964,000		
住友金属工業	348,000	215.00	74,820,000		
日立金属	56,000	410.00	22,960,000		
三菱マテリアル	140,000	219.00	30,660,000		
小松製作所	58,300	1,113.00	64,887,900		

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
	ダイフク	35,000	514.00	17,990,000	
	東芝	79,000	368.00	29,072,000	
	富士電機ホールディングス	92,000	133.00	12,236,000	
	富士通	153,000	436.00	66,708,000	
	パナソニック	19,000	1,114.00	21,166,000	
	ソニー	33,500	1,900.00	63,650,000	
	山武	7,700	2,200.00	16,940,000	
	浜松ホトニクス	19,200	1,695.00	32,544,000	
	パナソニック電工	22,000	773.00	17,006,000	
	キヤノン	18,000	2,695.00	48,510,000	
	デンソー	23,700	1,433.00	33,962,100	
	トヨタ自動車	35,500	2,935.00	104,192,500	
	本田技研工業	36,700	1,883.00	69,106,100	
	テルモ	7,800	4,080.00	31,824,000	
	島津製作所	36,000	557.00	20,052,000	
	バンダイナムコホールディングス	41,300	967.00	39,937,100	
	トッパン・フォームズ	20,800	1,149.00	23,899,200	
	任天堂	1,700	33,400.00	56,780,000	
	関西電力	45,100	2,590.00	116,809,000	
	九州電力	32,100	2,375.00	76,237,500	
	北海道電力	16,400	2,275.00	37,310,000	
	京王電鉄	56,000	534.00	29,904,000	
	東日本旅客鉄道	143	689,000.00	98,527,000	
	ヤマトホールディングス	24,000	1,128.00	27,072,000	
	日立物流	14,500	1,312.00	19,024,000	
	日本郵船	52,000	551.00	28,652,000	
	新日鉄ソリューションズ	9,200	1,125.00	10,350,000	
	フジ・メディア・ホールディングス	196	128,000.00	25,088,000	
	ジュピターテレコム	210	83,600.00	17,556,000	
	日本電信電話	165	468,000.00	77,220,000	
	KDDI	135	626,000.00	84,510,000	
	エヌ・ティ・ティ・データ	105	350,000.00	36,750,000	
	コナミ	22,000	2,235.00	49,170,000	
	丸紅	85,000	329.00	27,965,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
	三井物産	39,000	875.00	34,125,000	
	三菱商事	71,500	1,204.00	86,086,000	
	日本マクドナルドホールディングス	10,600	1,832.00	19,419,200	
	サークルKサンクス	19,000	1,615.00	30,685,000	
	セブン&アイ・ホールディングス	20,800	2,920.00	60,736,000	
	コメリ	10,600	2,180.00	23,108,000	
	ヤマダ電機	2,070	5,970.00	12,357,900	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	161,900	556.00	90,016,400	
	三井住友フィナンシャルグループ	281	376,000.00	105,656,000	
	千葉銀行	94,000	536.00	50,384,000	
	群馬銀行	64,000	563.00	36,032,000	
	八十二銀行	73,000	507.00	37,011,000	
	阿波銀行	39,000	629.00	24,531,000	
	みずほフィナンシャルグループ	161	257,700.00	41,489,700	
	野村ホールディングス	67,900	734.00	49,838,600	
	三井住友海上グループホールディングス	30,400	2,885.00	87,704,000	
	ソニーフィナンシャルホールディングス	62	339,000.00	21,018,000	
	オリックス	5,460	5,110.00	27,900,600	
	三井不動産	33,000	1,464.00	48,312,000	
	東急不動産	112,000	340.00	38,080,000	
	エヌ・ティ・ティ都市開発	292	97,600.00	28,499,200	
	ベネッセコーポレーション	4,800	4,000.00	19,200,000	
小計				3,273,874,700	
合計				3,273,874,700	

(イ) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2008年12月30日現在)

資産総額	3,376,226,356円
負債総額	716,061円
純資産総額(-)	3,375,510,295円
発行済口数	593,647口
1口当たり純資産額(/)	5,686円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第2期	自 1998年12月29日 至 1999年12月27日	1,622,872 (0)	5,652,781 (0)	1,217,561 (0)
第3期	自 1999年12月28日 至 2000年12月27日	883,154 (0)	671,233 (0)	1,429,482 (0)
第4期	自 2000年12月28日 至 2001年12月27日	1,311,551 (0)	520,783 (0)	2,220,250 (0)
第5期	自 2001年12月28日 至 2002年12月27日	260,843 (0)	235,694 (0)	2,245,399 (0)
第6期	自 2002年12月28日 至 2003年12月29日	62,165 (0)	875,060 (0)	1,432,504 (0)
第7期	自 2003年12月30日 至 2004年12月27日	23,526 (0)	178,298 (0)	1,277,732 (0)
第8期	自 2004年12月28日 至 2005年12月27日	158,018 (0)	398,379 (0)	1,037,371 (0)
第9期	自 2005年12月28日 至 2006年12月27日	92,908 (0)	252,015 (0)	878,264 (0)
第10期	自 2006年12月28日 至 2007年12月27日	8,512 (0)	246,480 (0)	640,296 (0)
第11期	自 2007年12月28日 至 2008年12月29日	10,826 (0)	57,402 (0)	593,720 (0)

(注) ()内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額：金 4 億9,000万円

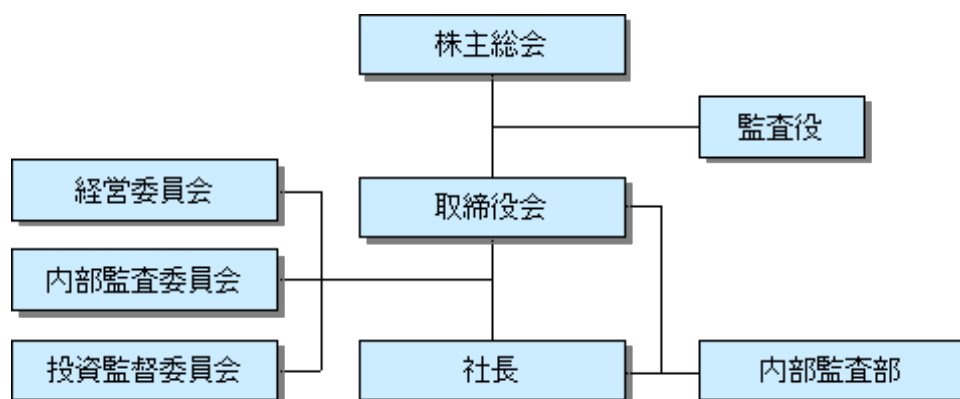
発行する株式の総数：8,000株

発行済株式の総数：6,400株

最近5年間ににおける主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下のとおりです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する権限を保持し、執行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関として内部監査委員会をおきます。内部監査委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。投資監督委員会は、運用管理に関する重要事項およびこれらについての基本方針の策定ならびに運用に関する評価を行います。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほか、運用投資戦略部、マルチプロダクト・ファンド室およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネージメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネージメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用するファンド

2009年1月30日現在、委託会社が運用するファンドの種類別本数は以下のとおりです（マザーファンドを除き計101本）。純資産総額の合計は、マザーファンドを除き1,378,789,233,333円です。

（2009年1月30日現在）

ファンドの基本的性格	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託 / 国内株式型	29	317,151,272,192
追加型株式投資信託 / バランス型	32	536,044,839,376
追加型株式投資信託 / 国際株式型	14	155,976,799,883
追加型株式投資信託 / 派生商品型	8	24,762,120,143
追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ	18	344,854,201,739
親投資信託	31	1,038,300,350,214

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

ただし第12期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第12期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、及び金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別		第12期 (平成19年3月31日現在)			第13期 (平成20年3月31日現在)		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			9,177,528			20,633,688	
支払委託金			-			26	
収益分配金		-			26		
前払費用			61,622			61,332	
未収入金	* 2		126,314			-	
未収委託者報酬			2,081,011			1,954,533	
未収運用受託報酬			-			1,158,119	
未収収益	* 2		728,713			302,947	
未収消費税等			21,969			-	
立替金	* 2		107,113			238,533	
預け金			-			823,248	
繰延税金資産			391,131			704,568	
流動資産計			12,695,404	70.7		25,876,998	84.4
固定資産							
無形固定資産			209,495			250,829	
ソフトウェア	* 1	208,801			250,134		
その他の無形固定資産		694			694		
投資その他の資産			5,051,808			4,533,977	
投資有価証券		3,671,508			2,597,580		
長期差入保証金		26,000			25,000		
繰延税金資産		1,277,324			1,835,253		
その他の投資等		76,975			76,144		
固定資産計			5,261,304	29.3		4,784,806	15.6
資産合計			17,956,709	100.0		30,661,805	100.0

期別		第12期 (平成19年3月31日現在)			第13期 (平成20年3月31日現在)		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			3,097			4,267	
未払金			772,565			750,440	
未払収益分配金		77			47		
未払償還金		3,169			72		
未払手数料		769,319			749,178		
その他未払金		-			1,141		
未払費用	* 2		2,523,934			4,190,487	
役員賞与引当金			45,955			27,830	
未払法人税等			40,260			1,756,244	
未払消費税等			-			85,903	
流動負債計			3,385,813	18.9		6,815,172	22.2
固定負債							
長期未払費用	* 2		2,907,290			3,872,907	
長期借入金	* 2		-			5,000,000	
役員退職慰労引当金			727,712			900,990	
その他固定負債			650			650	
固定負債計			3,635,652	20.2		9,774,548	31.9
負債合計			7,021,466	39.1		16,589,721	54.1

期別		第12期 (平成19年3月31日現在)			第13期 (平成20年3月31日現在)		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			10,054,838			13,246,898	
その他利益剰余金		10,054,838			13,246,898		
繰越利益剰余金		10,054,838			13,246,898		
株主資本合計			10,934,838	60.9		14,126,898	46.1
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		403			54,814		
評価・換算差額等合計			403	0.0		54,814	0.2
純資産合計			10,935,242	60.9		14,072,083	45.9
負債・純資産合計			17,956,709	100.0		30,661,805	100.0

(2) 【損益計算書】

期別		第12期 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日			第13期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日			
		科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額
経常 損益の 部	営業収益		千円	千円	%	千円	千円	%
	委託者報酬			21,252,062		19,434,127		
	運用受託報酬	* 4		-		5,956,464		
	その他営業収益	* 4		6,172,505		1,738,458		
	営業収益計			27,424,567	100.0	27,129,050	100.0	
	営業費用							
	支払手数料			8,795,591		8,188,620		
	広告宣伝費			259,536		385,347		
	受益証券発行費			1,275		-		
	調査費			3,126,022		1,697,104		
	調査費		305			124		
	委託調査費	* 4	3,125,717			1,696,980		
	委託計算費			310,860		318,677		
	営業雑経費			727,927		805,905		
	通信費		261,981			299,260		
	印刷費		439,428			475,240		
	協会費		26,517			31,404		
	営業費用計			13,221,214	48.2	11,395,655	42.0	
	一般管理費							
	給料			4,038,962		6,869,229		
	役員報酬	* 1	415,118			435,616		
	給料・手当		1,851,344			2,763,612		
	賞与		1,417,213			1,916,804		
	株式従業員報酬	* 2, 4	275,835			527,516		
	その他の報酬		79,451			1,225,680		
	交際費			49,878		55,152		
	寄付金			8,026		4,959		
	旅費交通費			215,397		287,861		
	租税公課			90,388		88,876		
	不動産賃借料			482,740		474,054		
	退職給付費用			850,611		1,370,867		
	役員退職慰労引当金 繰入額			357,210		226,617		
役員賞与引当金繰入 額			110,209		53,415			
固定資産減価償却費			36,330		48,314			
事務委託費			1,171,755		474,596			
諸経費			667,057		795,655			
一般管理費計			8,078,566	29.5	10,749,601	39.6		
営業利益			6,124,787	22.3	4,983,793	18.4		

期別		第12期 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日			第13期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日			
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常 損益 の部	営業外収益							
	有価証券分配金			68,166			78,024	
	為替差益			12,433			-	
	受取利息			139			43,754	
	有価証券売却益			-			21	
	株式従業員報酬	*2,4		-			464,384	
	雑益			-			648	
	営業外収益計			80,739	0.3		586,832	2.2
	営業外費用							
	支払利息	*4			-		18,533	
	為替差損				-		119,113	
株式従業員報酬	*2,4			544,200		-		
営業外費用計				544,200	2.0		137,646	0.5
経常利益				5,661,325	20.6		5,432,980	20.0

期別		第12期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日			第13期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日			
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
特別 損益 の部	特別利益							
	特別利益計			-	0.0		-	0.0
特別 損益 の部	特別損失							
	特別損失計			-	0.0		-	0.0
税引前当期純利益				5,661,325	20.6		5,432,980	20.0
法人税等		* 3		2,628,006	9.6		-	
法人税、住民税及び事業税				-			3,074,404	11.3
法人税等調整額				105,535	0.4		833,483	3.1
当期純利益				2,927,783	10.7		3,192,059	11.8

(3)【株主資本等変動計算書】

第12期
(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成18年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	10,621,455	10,621,455	11,501,455	-	-	11,501,455
事業年度中の変動額									
剰余金の配当(注)				3,494,400	3,494,400	3,494,400			3,494,400
当期純利益				2,927,783	2,927,783	2,927,783			2,927,783
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						-	403	403	403
事業年度中の変動額合計	-	-	-	566,617	566,617	566,617	403	403	566,214
平成19年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	10,054,838	10,054,838	10,934,838	403	403	10,935,242

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

第13期
(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成19年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	10,054,838	10,054,838	10,934,838	403	403	10,935,242
事業年度中の変動額									
当期純利益				3,192,059	3,192,059	3,192,059			3,192,059
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						-	55,217	55,217	55,217
事業年度中の変動額合計	-	-	-	3,192,059	3,192,059	3,192,059	55,217	55,217	3,136,841
平成20年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,246,898	13,246,898	14,126,898	54,814	54,814	14,072,083

重要な会計方針

区分	第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入する方法によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>その他有価証券 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>無形固定資産 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (追加情報) 当事業年度より、当社役員に対し職務執行の対価として役員賞与を支給しております。それに伴い「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用しております。尚、役員賞与に係る以下の科目を計上しております。 役員賞与引当金 45,955千円 役員賞与引当金繰入額 110,209千円</p> <p>(2) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。</p>	<p>(1) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(3) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>

区分	第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されており ます、ザ・ゴールドマン・サックス・グ ループ・インク株式に係る報酬につい ては、企業会計基準第8号「ストック ・オプション等に関する会計基準」及 び企業会計基準適用指針第11号「ス tock・オプション等に関する会計基 準の適用指針」に準じて、権利付与日 公正価値及び付与された株数に基づき 計算される費用を権利確定計算期間に わたり人件費(営業費用及び一般管理 費)として処理しております。また、ザ ・ゴールドマン・サックス・グループ ・インクおよびゴールドマン・サック ス・ジャパン・ホールディングス有限 会社との契約に基づき当社が負担す る、権利付与日以降の株価の変動によ り発生する損益については営業外損益 として処理しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、 税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 同左</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 同左</p>

会計方針の変更

区分	第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等	当事業年度から貸借対照表の純資産の部の表示は「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）（共に会社法施行日である平成18年5月1日以後終了する事業年度より適用開始）に基づいております。従来の資本の部の合計に相当する金額は10,935,242千円であり、この変更による損益に与える影響はありません。	
貸借対照表の未収入金に関する表示方法の変更		関係会社からの収益の振替に伴う未収勘定は、前期まで「未収入金」として表示しておりましたが、当期より「未収収益」として表示しております。
貸借対照表の未収収益に関する表示方法の変更		運用受託報酬の未収勘定は、前期まで「未収収益」として表示しておりましたが、当期より「未収運用受託報酬」として表示しております。
損益計算書の営業収益に関する表示方法の変更		運用受託報酬は、前期まで「その他営業収益」に含めて表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として区分掲記しております。
損益計算書の事務委託費に関する表示方法の変更		国内関係会社との兼務従業員の人件費等は、前期まで「事務委託費」に含めて表示しておりましたが、当期より「その他の報酬」として表示しております。
損益計算書の委託調査費に関する表示方法の変更		関係会社から振り替えられる収益の一部は、前期まで「委託調査費」として純額で表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として総額で表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第12期 (平成19年3月31日現在)	第13期 (平成20年3月31日現在)
* 1 無形固定資産の減価償却累計額	* 1
ソフトウェア 96,881千円	
* 2 関係会社項目	* 2 関係会社項目
関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。	同左
流動資産	流動資産
未収入金 126,314千円	未収収益 384,791千円
流動負債	立替金 55,413千円
未払費用 197,250千円	流動負債
固定負債	未払費用 123,493千円
長期未払費用 901,792千円	固定負債
	長期借入金 5,000,000千円
	長期未払費用 426,847千円

（損益計算書関係）

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																
<p>* 1 役員報酬の範囲額</p> <p style="padding-left: 40px;">取締役年額 1,000,000千円以内 監査役年額 35,000千円以内</p> <p>* 2 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますが、ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。</p> <p>* 3 法人税等には法人税、住民税及び事業税が含まれております。</p> <p>* 4 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 40%;">営業収益</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他営業収益</td><td style="text-align: right;">2,573,043千円</td></tr> <tr><td>営業費用</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">委託調査費</td><td style="text-align: right;">3,125,717千円</td></tr> <tr><td>営業外費用</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">株式従業員報酬</td><td style="text-align: right;">470,132千円</td></tr> </table>	営業収益		その他営業収益	2,573,043千円	営業費用		委託調査費	3,125,717千円	営業外費用		株式従業員報酬	470,132千円	<p>* 1</p> <p>* 2 株式従業員報酬 同左</p> <p>* 3</p> <p>* 4 関係会社項目 同左</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 40%;">営業収益</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">運用受託報酬</td><td style="text-align: right;">1,235,724千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他営業収益</td><td style="text-align: right;">1,738,458千円</td></tr> <tr><td>営業費用</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">委託調査費</td><td style="text-align: right;">1,666,202千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">株式従業員報酬</td><td style="text-align: right;">114,904千円</td></tr> <tr><td>営業外収益</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">株式従業員報酬</td><td style="text-align: right;">270,489千円</td></tr> <tr><td>営業外費用</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">支払利息</td><td style="text-align: right;">18,533千円</td></tr> </table>	営業収益		運用受託報酬	1,235,724千円	その他営業収益	1,738,458千円	営業費用		委託調査費	1,666,202千円	株式従業員報酬	114,904千円	営業外収益		株式従業員報酬	270,489千円	営業外費用		支払利息	18,533千円
営業収益																																	
その他営業収益	2,573,043千円																																
営業費用																																	
委託調査費	3,125,717千円																																
営業外費用																																	
株式従業員報酬	470,132千円																																
営業収益																																	
運用受託報酬	1,235,724千円																																
その他営業収益	1,738,458千円																																
営業費用																																	
委託調査費	1,666,202千円																																
株式従業員報酬	114,904千円																																
営業外収益																																	
株式従業員報酬	270,489千円																																
営業外費用																																	
支払利息	18,533千円																																

（株主資本等変動計算書関係）

第12期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

2 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,494,400	546,000	平成18年3月31日	平成18年6月27日

第13期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

(リース取引関係)

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

(有価証券関係)

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)								
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	1,701,000	1,701,680	680	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	2,690,000	2,597,580	92,420
2. 時価評価されていないその他有価証券									
		貸借対照表計上額(千円)							
外貨建MMF	1,969,828								

(デリバティブ取引関係)

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。 2 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付費用負担金相当額を、退職給付費用として計上しております。	1 採用している退職給付制度の概要 同左 2 退職給付費用に関する事項 同左

（税効果会計関係）

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																								
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払費用（株式従業員報酬）</td> <td style="text-align: right;">101,010千円</td> </tr> <tr> <td>未払費用（駐在員税額補助）</td> <td style="text-align: right;">56,916</td> </tr> <tr> <td>未払費用（賞与）</td> <td style="text-align: right;">194,873</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">38,332</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">391,131</td> </tr> <tr> <td>長期未払費用（株式従業員報酬）</td> <td style="text-align: right;">357,952</td> </tr> <tr> <td>長期未払費用（退職給付）</td> <td style="text-align: right;">587,965</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">296,132</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">35,275</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,277,324</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,668,455千円</td> </tr> </table>	未払費用（株式従業員報酬）	101,010千円	未払費用（駐在員税額補助）	56,916	未払費用（賞与）	194,873	その他	38,332	小計	391,131	長期未払費用（株式従業員報酬）	357,952	長期未払費用（退職給付）	587,965	役員退職慰労引当金	296,132	その他	35,275	小計	1,277,324		1,668,455千円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">505,417千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">121,258</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">77,892</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">704,568</td> </tr> <tr> <td>長期未払費用</td> <td style="text-align: right;">1,459,399</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">289,736</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">86,117</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,835,253</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">2,539,821千円</td> </tr> </table>	未払費用	505,417千円	未払事業税	121,258	その他	77,892	小計	704,568	長期未払費用	1,459,399	役員退職慰労引当金	289,736	その他	86,117	小計	1,835,253		2,539,821千円
未払費用（株式従業員報酬）	101,010千円																																								
未払費用（駐在員税額補助）	56,916																																								
未払費用（賞与）	194,873																																								
その他	38,332																																								
小計	391,131																																								
長期未払費用（株式従業員報酬）	357,952																																								
長期未払費用（退職給付）	587,965																																								
役員退職慰労引当金	296,132																																								
その他	35,275																																								
小計	1,277,324																																								
	1,668,455千円																																								
未払費用	505,417千円																																								
未払事業税	121,258																																								
その他	77,892																																								
小計	704,568																																								
長期未払費用	1,459,399																																								
役員退職慰労引当金	289,736																																								
その他	86,117																																								
小計	1,835,253																																								
	2,539,821千円																																								
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率（調整）</td> <td style="text-align: right;">40.69 %</td> </tr> <tr> <td>役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">7.82</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.24</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">48.28 %</td> </tr> </table>	法定実効税率（調整）	40.69 %	役員賞与等永久に損金に算入されない項目	7.82	その他	0.24	税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.28 %	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>																																
法定実効税率（調整）	40.69 %																																								
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	7.82																																								
その他	0.24																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.28 %																																								
<p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>該当事項はありません。</p>																																								
	<p>4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響</p> <p>平成20年4月30日に「地方法人特別税等に関する暫定措置法」が公布され、事業税の所得割の標準税率が下げられました。この変更による翌事業年度における財務諸表に与える影響は軽微であります。</p>																																								

(関連当事者との取引)

第12期
(自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日)

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク市	9,396 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	-	株式従業員報酬の配賦	株式従業員報酬の配賦等 (注1)	470,132	未払費用 長期未払費用	197,250 901,792
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク市	97 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	-	投資助言	その他営業収益(注2) 委託調査費の支払(注2)	2,573,043 3,125,717	未収入金	126,314

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

(注2) その他の営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社(注1)	東京都港区	83,616 百万円	証券業	-	-	事務委託	支払手数料 事務委託費の支払(注2)	648,250 757,456	立替金 未払手数料 未払費用	4,465 73,478 118,504
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司	東京都港区	100,000 千円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託	-	-	従業員出向受入	出向者に関する人件費等の負担金(注3)	6,176,932	未払費用 長期未払費用	1,469,835 1,972,653

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) ゴールドマン・サックス証券株式会社は平成18年10月1日付けでゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド東京支店の事業全部の譲渡を受けました。したがって取引金額は譲渡前のゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド東京支店との取引金額を含んでおります。

(注2) 事務委託費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注3) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司(以下GSJH)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。

但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

第13期
(自平成19年4月1日
至平成20年3月31日)

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク市	12,408 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	-	株式従業員報酬の配賦 資金の援助	営業費用及び一般管理費(注1) 株式従業員報酬(注1) 資金の借入(注2) 利息の支払(注2)	114,904 270,489 5,000,000 18,533	未払費用 長期借入金 長期未払費用	123,493 5,000,000 426,847
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク市	270 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	-	投資助言	運用受託報酬(注3) その他営業収益(注3) 委託調査費の支払(注3)	1,235,724 1,738,458 1,666,202	未収収益	384,791

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

(注2) 親会社からの資金の借入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間2年としております。

なお担保は差し入れておりません。

(注3) 運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第13期
(自平成19年4月1日
至平成20年3月31日)

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス 証券株式 会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品取 引業	-	-	業務委 託	支払手数料 兼務従業員の 人件費等の支 払(注1)	496,038 1,121,058	未払手 数料 未払費 用	47,322 112,477
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・ジャパ ン・ホル ディング ス有限 会社	東京都 港区	100,000 千円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託	-	-	従業員 出向受 入等	出向者に関 する人件費等 の負担金 (注2) 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	7,250,898 170,066	未払費 用 長期未 払費用	2,991,784 3,342,911
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・アンド ・カンパ ニー	アメリ カ合衆 国ニュ ーヨー ク市	6,247 百万ドル	証券業	-	-	現金の 預託	受取利息	23	預け金	823,248
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・グルー バル・サ ービス ・リミ テッド	ケイマ ン諸島	25 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事業務 受託	-	-	従業員 出向受 入	出向者に関 する人件費等 の負担金 (注2) 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	548,135 20,069	未払費 用	375,438

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司(以下GSJH)または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・リミテッド(以下GS2L)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJH、GS2Lより行われております。

但し、これらの費用はGSJH、GS2Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJH、GS2Lに対する債務として処理しております。

（1株当たり情報）

第12期 （自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）		第13期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	
1株当たり純資産額	1,708,631円61銭	1株当たり純資産額	2,198,763円08銭
1株当たり当期純利益金額	457,466円23銭	1株当たり当期純利益金額	498,759円23銭
損益計算書上の当期純利益	2,927,783千円	損益計算書上の当期純利益	3,192,059千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,927,783千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	3,192,059千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

1. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第14期中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
		金額	構成比
(資産の部)		千円	%
流動資産			
現金・預金		22,515,231	
支払委託金		26	
前払費用		64,532	
未収委託者報酬		1,710,743	
未収運用受託報酬		1,251,964	
未収収益		2,335	
立替金		182,608	
預け金		42	
繰延税金資産		618,054	
流動資産計		26,345,538	88.1
固定資産			
無形固定資産		227,206	
投資その他の資産			
投資有価証券		1,573,202	
繰延税金資産		1,730,208	
その他		34,959	
投資その他の資産計		3,338,369	
固定資産計		3,565,575	11.9
資産合計		29,911,114	100.0

区分	注記 番号	第14期中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
		金額	構成比
(負債の部)		千円	%
流動負債			
預り金		8,377	
未払金		673,882	
未払費用		3,999,500	
役員賞与引当金		28,777	
未払法人税等		727,750	
その他	* 1	8,494	
流動負債計		5,446,783	18.2
固定負債			
長期未払費用		3,171,290	
長期借入金		5,000,000	
役員退職慰労引当金		987,931	
その他固定負債		650	
固定負債計		9,159,872	30.6
負債合計		14,606,656	48.8
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		490,000	1.6
資本剰余金			
資本準備金		390,000	
資本剰余金合計		390,000	1.3
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		14,676,421	
利益剰余金合計		14,676,421	49.1
株主資本合計		15,556,421	52.0
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		251,963	-0.8
評価・換算差額等合計		251,963	-0.8
純資産合計		15,304,458	51.2
負債・純資産合計		29,911,114	100.0

(2)中間損益計算書

区分	注記 番号	第14期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
		金額	百分比
		千円	%
営業収益			
委託者報酬		7,838,989	
運用受託報酬		2,627,909	
その他営業収益		670,345	
営業収益計		11,137,244	100.0
営業費用及び一般管理費	* 1	8,900,268	79.9
営業利益		2,236,976	20.1
営業外収益	* 2	335,207	3.0
営業外費用	* 3	105,310	0.9
経常利益		2,466,873	22.1
特別損益		-	0.0
税引前中間純利益		2,466,873	22.1
法人税、住民税及び事業税		710,534	6.4
法人税等調整額		326,815	2.9
中間純利益		1,429,523	12.8

(3) 中間株主資本等変動計算書

第14期中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
平成20年3月31日残高 (千円)	490,000	390,000	13,246,898	14,126,898	54,814	54,814	14,072,083
中間会計期間中の変動額							
中間純利益			1,429,523	1,429,523			1,429,523
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額(純額)					197,149	197,149	197,149
中間会計期間中の変動額 合計(千円)	-	-	1,429,523	1,429,523	197,149	197,149	1,232,374
平成20年9月30日残高 (千円)	490,000	390,000	14,676,421	15,556,421	251,963	251,963	15,304,458

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第14期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準	役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づく当中間会計期間末要支給見積額を計上しております。 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	株式報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

項目	第14期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
中間貸借対照表関係	運用受託報酬の未収勘定は、前中間期まで「未収収益」として表示しておりましたが、当中間期より「未収運用受託報酬」として表示しております。
中間損益計算書関係	運用受託報酬は、前中間期まで「その他営業収益」に含めて表示しておりましたが、当中間期より「運用受託報酬」として区分掲記しております。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

項目	第14期中間会計期間末 (平成20年9月30日)
* 1 消費税等の取扱い	控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第14期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
* 1 減価償却実施額	無形固定資産 23,622千円
* 2 営業外収益のうち主要なもの	株式従業員報酬 301,765千円
* 3 営業外費用のうち主要なもの	有価証券売却損 54,949千円
	為替差損 30,915千円
	支払利息 19,444千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第14期中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	6,400	-	-	6,400
合計	6,400	-	-	6,400

（リース取引関係）

第14期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

（有価証券関係）

第14期中間会計期間末（平成20年9月30日）
その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（千円）	中間貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
投資信託受益証券	1,998,026	1,573,202	424,824

（デリバティブ取引関係）

第14期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第14期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり純資産額	2,391,321.59円
1株当たり中間純利益金額	223,363.07円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載して おりません。	
(1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎)	
中間損益計算書上の中間純利益	1,429,523千円
1株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益	1,429,523千円
差 額	-
期中平均株式数	
普通株式	6,400株

(重要な後発事象)

第14期中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託銀行

(2008年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(2008年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
SMBCFREND証券株式会社	27,270百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。
株式会社SBI証券	47,937百万円 ^{*1}	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
オリックス証券株式会社	3,000百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
新光証券株式会社	125,167百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
大和証券エスエムピーシー株式会社	255,700百万円	
東海東京証券株式会社	36,000百万円	
日本アジア証券株式会社 ^{*2}	4,000百万円	
浜銀TT証券株式会社	3,308百万円 ^{*3}	
丸三証券株式会社	10,000百万円	
みずほインベスターズ証券株式会社 ^{*2}	80,288百万円	
三菱UFJ証券株式会社	65,518百万円	
楽天証券株式会社	7,400百万円	
リテラ・クリア証券株式会社	3,794百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
みずほ信託銀行株式会社	247,231百万円	信託業および銀行業を中心としたサービスを提供しています。

*1 2008年9月末日現在。

*2 新規のお申込みのお取扱いはいりません。

*3 2008年11月4日現在。

2【関係業務の概要】

(1) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

本ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行っています。

3【資本関係】

(1) 受託銀行

該当事項はありません。

(2) 販売会社

ゴールドマン・サックス証券株式会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。その他は該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下のとおりです。

2008年3月27日	有価証券届出書
2008年3月27日	有価証券報告書
2008年9月26日	有価証券届出書の訂正届出書
2008年9月26日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成20年2月5日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGS・日本株ファンドの平成18年12月28日から平成19年12月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GS・日本株ファンドの平成19年12月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月25日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年2月4日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGS・日本株ファンドの平成19年12月28日から平成20年12月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GS・日本株ファンドの平成20年12月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月3日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。